市長メッセージ ~緊急事態官言解除を受けて~

燕市では、先月1名の感染者が確認されたものの、その後新規感染者は確認されていない状況です。このことは、市民の皆様や事業者の皆様が市の感染拡大防止の取組にご協力いただいた成果であると、改めて感謝申し上げるところです。

国は昨日、新潟県を含む39県に対して緊急事態宣言を解除しました。

このことを受け、新潟県も本日適切な感染防止策の徹底を前提として、休業要請の解除などこれまでの方針を前倒しにして見直すとともに、改めて県民に対し、「新しい生活様式」を実践すること、県をまたいだ不要不急の移動は緊急事態宣言が国内で全て解除されるまで厳に控えること、接待を伴う飲食店やカラオケ店など「3つの密」がある場所への外出は極力慎重な判断をして欲しいことなどをお願いしております。

新型コロナウイルス感染症については、第2波、第3波が懸念されており、これまでの努力が無駄にならないよう、決して気を緩めることなく、引き続き感染対策を講じていくことが重要です。

燕市といたしましては、県の方針見直しにかかわらず、5月7日に発表した別記の 方針のとおり、感染状況を注視しながら段階的に学校の再開や公共施設の開館を進め てまいります。

今後も、引き続き感染対策を生活に定着させながら、燕市独自の新型コロナウイルス感染症緊急対策「フェニックス 11 (イレブン)」などの支援策を講じることで、燕市の社会・経済活動の維持に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症には長丁場の対応が必要になると思われますが、市民の心を一つにして、この難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月15日

燕市長 鈴 木 力

【別記】

■5月11日から5月31日までの公共施設の対応について

<基本方針>

- ●県の休業要請対象となっている施設は、5月31日まで閉館を継続
- ●県の休業要請対象外となった施設は、国・県が発表する大型連休中の外出自粛の効果を注視しつつ、消毒・換気・飛沫防止等の対策の徹底や利用者名簿の配備などの感染防止対策を行うことを前提に5月11日から段階的に開館する。ただし、入館者数の状況により3つの密(密閉・密集・密接)が回避できない場合は、一時的に入場を制限する
- ●開館する施設のうち、貸館については、5月31日まで次の要件を満たす場合に 限り貸し出すものとする

【貸館の利用条件】

- ・施設の利用は燕市民に限る
- ・3つの密(密閉・密集・密接)の回避、マスク着用など感染防止対策を徹底すること
- ・同時に施設利用できる人数を最大50人までとする
- ・利用者名簿の提出

(1)5月11日から開館

- ●公園(有料施設は5月31日まで利用休止)
- ●図書館
- ●公民館(付随する体育館は5月31日まで利用休止)
- ●文化会館(展示ホール、練習室)
- ●吉田産業会館
- ●燕勤労者総合福祉センター
- ●吉田老人センター(浴場は5月31日まで利用休止)
- ●屋外スポーツ施設(管理棟は5月31日まで利用休止)

(2)5月12日から開館

- ●産業史料館(5月31日まで団体及び体験工房館は利用休止)
- ●長善館史料館(5月31日まで団体利用休止)
- ●分水良寛史料館(5月31日まで団体利用休止)
- ●分水福祉会館
- ●老人集会センター (大曲)

(3)5月17日から開館

●道の駅国上

- (4) 引き続き 5月31日まで閉館
- ●屋内スポーツ施設
- ●学校開放(屋内·屋外)
- ●文化会館(大ホール)
- ●児童館・児童研修館「こどもの森」
- ●子育て支援センター
- ●磨き屋一番館(視察・体験)
- ●てまりの湯(国上農村環境改善センター含む)
- ●島上農村環境改善センター

■小中学校の段階的再開について

- ●5月11日から17日までは、各学校が分散登校を実施します。
- ●18 日から午前授業を原則として学校での学習活動を再開します。あわせて、給 食の提供を再開します。
- ●25 日からは、緊急事態宣言にかかる県の方針及び県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況に大きな変化が見られない場合、学校内での学習活動を通常に行います。

■幼稚園の段階的再開について

- ●5月11日から給食を提供せず午前授業としての学習活動を再開します。
- ●18 日からは、緊急事態宣言にかかる県の方針及び県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況に大きな変化が見られない場合、学習活動を通常に行います。あ わせて、給食の提供を再開します。